

令和6年度 第2回岩手県文化財保護審議会

令和7年2月7日（金）13:30～16:30

トーサイクラシックホール岩手

4階 第2会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 諮問書交付

4 事務報告

- (1) 国・県指定文化財の指定の状況等について
- (2) 埋蔵文化財調査について
- (3) 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について
- (4) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について
- (5) 「明治日本の産業革命遺産」について
- (6) 平泉世界遺産ガイダンスセンターについて

5 審 議

- (1) 岩手県指定文化財の指定について

有形文化財（歴史資料）

三浦命助関係資料

6 その他

7 閉 会

令和6年度 第2回岩手県文化財保護審議会 審議資料

○事務報告

資料 1-1 国・県指定文化財の指定等の状況について	1
資料 1-2 埋蔵文化財調査について	3
資料 1-3 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	5
資料 1-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について	6
資料 1-5 「明治日本の産業革命遺産」について	7
資料 1-6 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて	8

○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2 三浦命助関係資料	9
【有形文化財（美術工芸品・歴史資料）、釜石市】	

○参考資料

・ 岩手県文化財保護審議会条例	18
・ 岩手県文化財保護審議会運営規定	19
・ 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	20
・ 岩手県内指定文化財等件数一覧	29
・ 過去 10 年間における文化財指定物件一覧	30
・ 過去 10 年間における種別毎文化財指定件数一覧	31

国・県指定文化財の指定等の状況について

1 国指定等文化財の指定等の状況について

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	史跡	黒山の昔穴遺跡〔九戸村〕	指定	R6. 10. 11
2	登録有形文化財 (建造物)	旧高野家住宅古稀庵〔奥州市〕	登録	R6. 8. 15
3	登録有形文化財 (建造物)	旧高野家住宅新座敷〔奥州市〕	登録	R6. 8. 15
4	登録有形文化財 (建造物)	旧高野家住宅板倉〔奥州市〕	登録	R6. 8. 15
5	登録有形文化財 (建造物)	旧高野家住宅瑞臯文庫〔奥州市〕	登録	R6. 8. 15
6	登録有形文化財 (建造物)	愛宕神社本殿(旧愛宕山大権現) 〔奥州市〕	登録	R6. 12. 3
7	登録有形文化財 (建造物)	旧盛岡天主堂〔盛岡市〕	登録	R6. 12. 3

2 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	有形文化財 (絵画)	猪川観音長谷寺絵馬群〔大船渡市〕	指定	R6. 11. 19
2	有形民俗文化財	二戸金田一・浄法寺の子安信仰資料 と助産用具〔二戸市〕	指定	R6. 11. 19
3	史跡	黒山の昔穴遺跡〔九戸村〕	国指定に伴う解除	R6. 10. 11

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名称〔所在地〕	内 容	申 請 者
6.9.13	県史	関谷洞窟住居跡	測量等に伴う機材の設置	東山ケイビングクラブ 菊地敏雄
6.10.17	県名天	青松島	松の種子及び土壌の採取	陸前高田市教育委員会 教育長 山田市雄
6.10.18	県天	折爪岳のヒメボタル生息地	オイルタンクの更新	県北広域振興局長
6.11.22	県名	浄土ヶ浜	道路工事にかかる支障木の伐採	宮古市長 山本正徳
7.1.24	県史	大館町遺跡	給水管敷設工事	盛岡市上下水道事業管理者 長澤 秀則

1. 発掘調査 ▶▶▶ （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター

委託者	調査原因	遺跡名	所在地	調査面積		時代	調査成果
				上段：当初	下段：実績		
1 国交省	水沢東バイパス	中林下遺跡 なかばやしした	奥州市	2,390 m ²	2,390 m ²	平安 中近世	(平安) 掘立柱建物、土坑、溝、(時期不明) 掘立柱建物、土坑、墓壇、柱穴 土師器・須恵器、陶器、瓦、柱・部材
2 県農政部	農道整備	上野々遺跡 うえのの	二戸市	150 m ²	160 m ²	縄文	旧河道 縄文土器、石器
3 県農政部	ほ場整備	折居遺跡 おりい	花巻市	3,300 m ²	3,300 m ²	縄文	竪穴住居、土坑、陥し穴、墓壇、貯蔵穴、埋設土器 縄文土器、剥片石器、礫石器、土偶、石製品
4 県農政部	ほ場整備	堀切後遺跡 ほりきりうしろ	金ケ崎町	700 m ²	700 m ²	縄文	遺構なし 縄文土器、土師器・須恵器、石器
5 県農政部	ほ場整備	中井遺跡 なかい	奥州市	1,100 m ²	1,320 m ²	弥生 ～近世	(近世以前) 水田跡 (近世) 土壇墓、溝 (時期不明) 土坑、溝、柱穴、旧河道、土師器・須恵器・かわらけ・陶磁器・国産陶器、銭貨、煙管、石臼、棺材、ガラス玉、櫛、骨片
6 県土木部	道路整備	弥栄 XⅢ遺跡 いやさか13	洋野町	1,750 m ²	1,750 m ²	縄文	陥し穴、遺物なし
7 北上市	工業団地	岡田遺跡 おかだ	北上市	56,500 m ²	56,500 m ²	旧石器 縄文 近世	(旧石器) 集中区、(縄文) 陥し穴、土坑、埋設土器 (近世) 掘立柱建物、井戸跡、(時期不明) 竪穴状遺構、土坑、溝跡、後期旧石器細石刃・細石刃核・微細剥片、縄文土器、石器
8 住田町	林業関連施設建設	中埜Ⅲ遺跡 なかぞね3	住田町	3,570 m ²	3,570 m ²	縄文	竪穴住居、竪穴状、掘立柱建物、土壇墓、土坑、陥し穴、埋設土器、柱穴状土坑、灰跡、焼土遺構、縄文土器、石器、土偶、土版、石棒類、石冠、独鈷石、煙管など
9 県教委	史跡内容確認	柳之御所遺跡 やなぎのごしょ	平泉町	800 m ²	800 m ²	中世	四面廂建物、二面廂建物、柱穴
総計				70,260 m ²	70,490 m ²		



中林下遺跡「平安時代の遺物が廃棄された土坑」



折居遺跡「けつ状耳飾りの出土状況」



中井遺跡「棺材が残る江戸時代の墓」



中埜Ⅲ遺跡「壁際に礫が巡る住居」

2. 試掘調査 ▶▶ 県教育委員会 (令和7年1月時点) (※は市町村への調査支援)

○ 26事業44遺跡 →うち 15遺跡が「要発掘調査」。

	事業者	事業内容	遺跡名	所在地	調査結果	備考
1	ネクスコ	秋田道4車線化	越中畑Ⅳ遺跡	西和賀町	陥し穴、土坑	R7本調査
2	県農政部	農地整備	下村遺跡	一戸町	竪穴住居、土器、石器	
3	県農政部	農地整備	門前遺跡	一戸町	竪穴住居、柱穴、土器	
4	県農政部	農地整備	鬼淵遺跡	一戸町	土坑、陥し穴、土器	
5	県農政部	農地整備	侍村遺跡	一戸町	土坑、陥し穴、土器	
6	県農政部	農地整備	可能性あり(1)	一戸町	土坑、陥し穴	
7	県農政部	農地整備	可能性あり(2)	一戸町	土坑、柱穴、土器	
8	県農政部	農地整備	大畑遺跡	奥州市	土坑、溝跡、土器	
9	県農政部	農地整備	玉貫前遺跡	奥州市	竪穴住居、土坑、土器、石器	
10	県農政部	農地整備	獅子鼻遺跡	奥州市	竪穴住居、土坑、柱穴、土器	
11	県農政部	農地整備	大曾根遺跡	奥州市	土坑、溝跡	
12	県農政部	農地整備	可能性あり(5)	奥州市	竪穴住居、土坑、土器	
13	県土木部	道路整備	黒岩宿遺跡	北上市	竪穴住居、柱穴、焼土、埋設土器	R7本調査
14	※花巻市	産業団地整備	実相寺Ⅱ遺跡	花巻市	土坑、陥し穴	
15	※花巻市	産業団地整備	山ノ神Ⅱ遺跡	花巻市	土坑、陥し穴	R7本調査

3. 普及啓発 ▶▶ (公財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター (県教育委員会の委託事業)

(1) 埋蔵文化財発掘調査技術講習会

日時・会場 令和6年12月13日、岩手県工業技術センター(盛岡市)

内容・講師 『デジタル技術を活用した遺構・遺物の調査方法』

水戸部 秀樹氏((公財)山形県埋蔵文化財センター)

(2) 第45回埋蔵文化財展

日時・会場 令和6年11月2日～4日、大槌文化交流センター(大槌町)

内容 大槌町内の調査遺跡(赤浜Ⅱ遺跡等)の出土品を展示、解説

(3) 埋蔵文化財公開講座

日時・会場 令和7年1月25日(土)県民情報交流センター アイーナ

小田島組☆ほ～る(盛岡市)

講演 『日本人と食の関わりー自然の恵み、人々の知恵ー』

篠田 謙一氏(国立科学博物館 館長)

(4) 県立埋蔵文化財センター 所報「わらびて」発行 年2回発行：R6年6月、R7年2月(予定)



4. 調査研究 ▶▶ 県教育委員会

(1) 岩手における続縄文期～古墳時代墓制関連遺跡調査(県立博物館への委託事業)内容確認調査実施。

(2) 津波石碑悉皆調査 現地調査、資料整理を実施。検討会議開催予定。

(3) 高地性集落跡悉皆調査 分布調査、発掘(トレンチ)調査を実施。

検討会議(3月)開催予定。

【遺跡名】小屋瀬館跡(葛巻町) ※踏査により多数の窪地を確認

【調査期間】令和6年10月28日(月)～11月8日(金)

【協力機関】葛巻町教育委員会、岩手県立博物館、小屋瀬中学校

【調査内容】・遺跡の地形測量及び窪地等の平面実測

・窪地に7基について発掘(トレンチ)調査

【調査成果】・窪地7基のうち、6基は竪穴建物(柱穴あり)、1基

は土坑と判明、遺物は、永楽通宝1点が出土した。

・踏査により人工的な平場6箇所、溝1条、堀切1条を確認した。



小屋瀬中学校による発掘体験の様子(11/6午後)

「平泉の文化遺産」について

1 概要

(1) 平成23年6月29日、第35回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。

資産名「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一」

(2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5資産（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。

(3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」（拡張）が暫定リストに再記載。

候補資産は、柳之御所遺跡、達谷窟（以上、平泉町）、白鳥館遺跡、長者ヶ原
 廃寺跡（以上、奥州市）、骨寺村荘園遺跡（一関市）。

2 保存管理

(1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」（以下、「包括」という。）を改定（平成24年3月、平成31年3月）。

(2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価（HIA）」が求められたことから、これまで12件の評価を実施。

令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の判断材料となる研究報告書を作成。

(3) 遺産影響評価の実施や周辺環境の変化等を踏まえ、「包括」を改定する作業を継続中。

(4) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が実施。

3 拡張登録への取組

(1) 「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」の専門的、技術的助言を得ながら、取組を継続中。

(2) 資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、調査研究等を継続中。

(3) 令和2年3月、平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行。

(4) 令和5年8月、県・関係市町の代表者による会議において、「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」の意見を踏まえ、柳之御所遺跡のみを追加する拡張登録の推薦書案の作成を進めることに合意。現在、作業中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1 概要

- (1) 令和3年7月27日、第44回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「北海道・北東北の縄文遺跡群」
- (2) 構成資産は、4道県17資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）。
内、本県の構成資産は一戸町「御所野遺跡」。
- (3) 推進組織は、4道県14市町で構成される「縄文遺跡群世界遺産本部」（事務局青森県）。

2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言（19回開催）
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討
- (3) 令和3（2021）年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告。

3 保存管理

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産協議会」（事務局：青森県）が中心となり、保存管理の全体的調整を実施。
- (2) 御所野遺跡については、一户町において保存管理を実施。「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」において、県内関係機関との調整を図っている。

4 最近の動向

御所野縄文公園の管理運営について、NPO法人による指定管理期間が満了し、令和6（2024）年4月から一户町直営化。関係団体や住民から広く意見を取り入れるため、新たに御所野縄文公園運営協議会を設置。

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、8 県 23 資産。内、本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (3) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）。

2 世界遺産委員会決議への対応

- (1) 第 42 回世界遺産委員会において、保全状況報告書に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請があったことから、2019 年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ保全状況報告書を提出。
- (2) 第 44 回世界遺産委員会において、戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションは不十分だとする決議が採択、保全状況報告書を 2022 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (3) 第 45 回世界遺産委員会（サウジアラビア：リヤドで開催）では、当該案件について議論なしで決議が採択。

【決議内容】

- ・締約国（日本）の努力を認識。
- ・2024 年 12 月 1 日までに、関係する締約国との継続的な対話、本資産の説明戦略を強化するための、更なる措置に関する最新の情報を提出することを要請。

3 保存管理

- (1) 資産全体の管理を「明治日本の産業革命遺産保全委員会」が調整（事務局：内閣官房）。
- (2) 橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を実施。「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」において、県内関係機関との調整を図っている。

4 最近の動向

- (1) 史跡の内容確認調査を継続中
- (2) 二番高炉周辺の見学路の整備を実施中
- (3) 橋野鉄鉱山インフォメーションセンターの展示リニューアルを計画中
- (4) 令和 7 年度は登録 10 周年となることから、事務局（鹿児島県）を中心に記念行事を計画中

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて

1 施設の理念

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設。

2 施設の概要

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで)
- (2) 休館日 年末年始、毎月末日、資料整理日として5日間程度
- (3) 入館料 **令和5年4月1日から有料**
一般：個人310円、団体（20人以上）：140円/人
学生：個人140円、団体（20人以上）：70円/人
高校生以下：無料

3 展示資料点数

常設展示 約300点（パネル・映像等を含む。うち重要文化財約150点）

4 入館者数の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
個人	6,038人	21,850人	12,797人	40,685人
団体	619人	3,497人	3,350人	7,466人
合計	6,657人	25,347人	16,147人	48,151人

令和6年12月末現在、入館者数 16,509人 総合計 64,660人

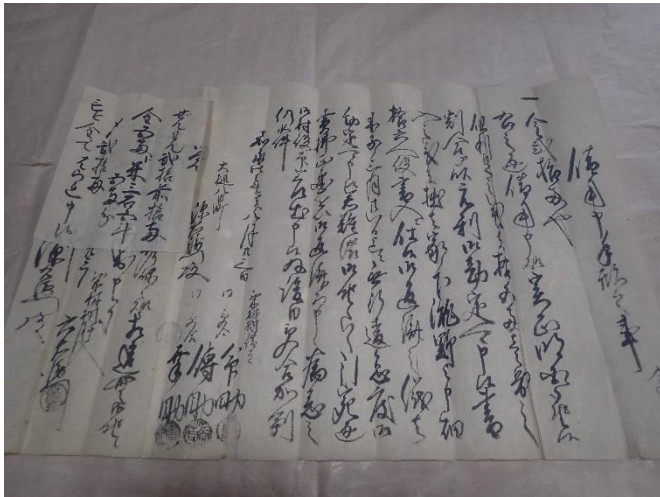
5 その他

令和5年4月1日から、指定管理制度を導入

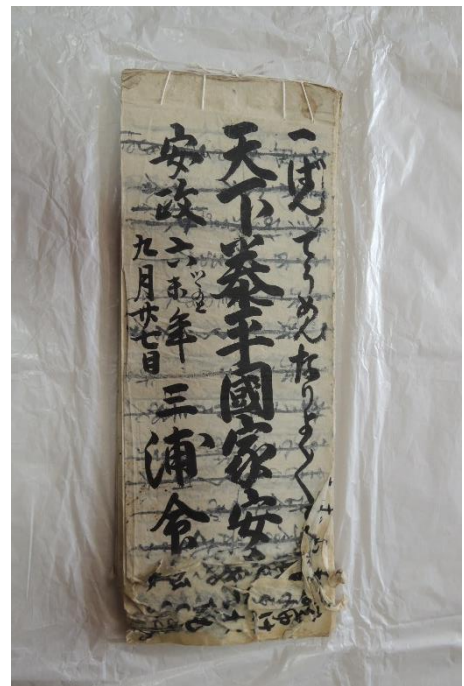
- (1) 第1期（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間）
（指定管理者：公益財団法人岩手県文化振興事業団）
- (2) 第2期（令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間）
（指定管理者：アクティオ株式会社）

諮 問 物 件 調 書

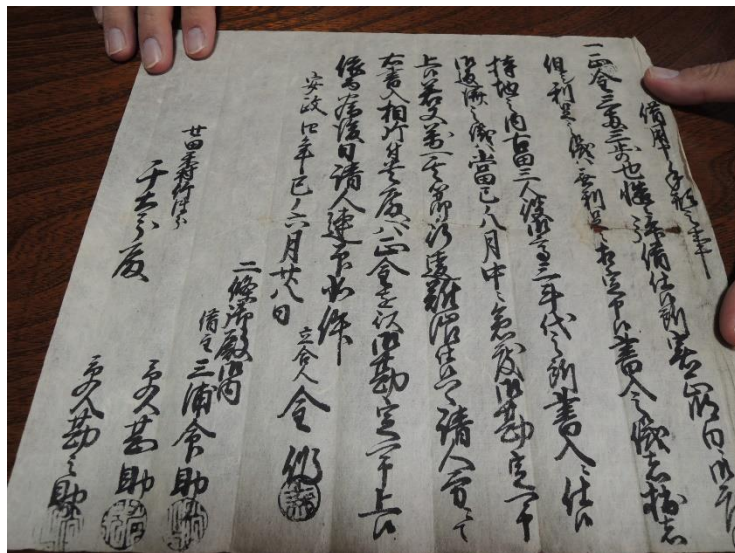
種 別	有形文化財（美術工芸品・歴史資料の部）
名 称 ・ 員 数	三浦命助関係資料（みうらめいすけかんけいしりょう）35 点
所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	岩手県釜石市栗林町 個人
文化財の所在場所	同上
指 定 理 由	<p>当該文化財は、盛岡藩で起こった一揆である三閉伊一揆（弘化・嘉永）のうち、嘉永6年（1853）に発生した三閉伊一揆の頭人（指導者）の一人であった三浦命助の足跡や彼の思想、さらに当時の盛岡藩と民衆の動向をうかがうことのできる資料群である。</p> <p>三閉伊一揆はこれまで、盛岡藩の苛政と、凶作や飢饉の被害をまともに受けた三閉伊の民衆が立ち上がった一揆と理解されていたが、近年では豊かな資源に恵まれ、新たな産業が勃興する三閉伊に、藩財政ひっ迫に直面する盛岡藩が新たに課税したことに対する、民衆側の抵抗であると理解されるようになってきている。また、一揆の頭人らは隣藩の仙台藩に越訴し、高度な交渉と政治要求を行い、盛岡藩政に大きな変革をもたらすなど、その民衆知の成熟にも注目が集まっている。</p> <p>三閉伊一揆の頭人であった三浦命助は、一揆の後、身柄を保証されて帰村したものの、自らに迫る危険から逃れるために盛岡藩を後にし、仙台藩領で僧侶・修験となった。さらに京都にのぼり二条家の家中として認められ、正式に「三浦命助」を名乗り、その後、二条家の家中として平田（現釜石市）の番所を越え、盛岡藩に戻ったところを捕らえられて投獄の身となった。</p> <p>本資料群は、6年8か月にわたる牢内の生活のなかで記した「獄中記」など牢内で記した文書をはじめ、三浦命助が山王社の別当で東寿院と名乗り活動していたことがわかる版木、命助やその家族が逃走資金などの調達のために作成した文書や命助が着用した装束など35点からなるものである。</p> <p>これらの資料群は、三閉伊一揆の頭人の足跡を知ることができ、また、一揆を導いた命助が育んだ思想を知るうえで貴重なものである。さらに、全国に知られた三閉伊一揆の性格と実像に迫り、盛岡藩政と民衆の動向をひもとくうえでも貴重で、本県の歴史にとって重要な資料であるものと評価することができる。</p> <p>以上のことから、岩手県指定文化財として指定するものである。</p> <p>【岩手県指定文化財指定基準】 有形文化財指定基準 歴史資料の部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。



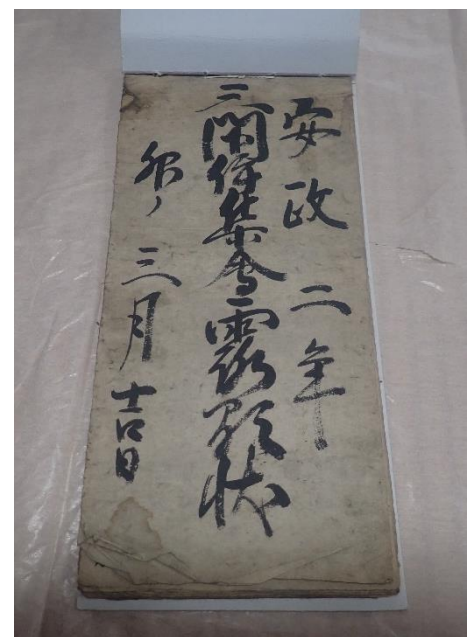
借用申手形之事 (資料番号 1-2-10)



(獄中記) 一ばん (資料番号 3-23)



借用申手形之事 (資料番号 3-30)



三閉伊集会露頭状 (資料番号 3-38)



仁王般若経上巻・下巻 (資料番号 4-3)



三浦命助着用装束 狩衣 (資料番号 5-1)



三浦命助着用装束 狩袴 (資料番号 5-2)

指定文化財調査報告書

調査員 兼平 賢治 印

令和 6年 12月 13日

1 所有者の住所・氏名	岩手県釜石市栗林町 個人
2 文化財の所在場所	同上
3 種別	有形文化財(美術工芸品・歴史資料の部)
4 名称	三浦命助関係資料(みうらめいすけかんけいしりょう)
5 員数	35点
6 品質・形状	文書31点、版木2点、装束2点
7 寸法・重量	別紙参照
8 作者	三浦命助 ほか
9 時代又は年代	享保4年(1719)から大正 14 年(1925)まで
10 画讃・奥書・銘文等	文書のなかには三浦命助の署名、押印がみられるものを含む
11 伝来	三浦命助の本家筋にあたる血縁の三浦氏の家に伝来したもの
12 その他	釜石市の指定文化財(有形文化財(美術工芸品)、2015年指定) 三浦命助関係資料の翻刻文を収録したおもな刊行物として、『釜石市誌』史料編3(1960年)、森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の指導者三浦命助伝』(平凡社、1962年)、『日本思想大系 58 民衆運動の思想』(岩波書店、1970年)などがある。
13 所見	全国に知られる盛岡藩の一揆である三閉伊一揆(弘化・嘉永)のうち、ペリーが来航し近代が幕を開ける嘉永6年(1853)に発生した嘉永の三閉伊一揆で、頭人(指導者)のひとりであった三浦命助の足跡、そして彼が育んだ実践的な道徳に基づく思想、三閉伊一揆に対する認識を知ることができるとともに、近世後期から幕末期にかけての盛岡藩と民衆の動向をうかがうことのできる資料群である。所蔵者宅には現在も多くの古文書が伝わるが、所蔵者と相談のうえ、そのなかでも命助に関係する資料に絞って指定候補とする。

なお、三閉伊とは、盛岡藩の沿岸部の代官支配区域である野田通、宮古通、大槌通の3通の総称であり、命助はそのうちの大槌通栗林村（現釜石市）に生まれた。命助の父定助は村の肝入を務め、命助は一揆後に帰村して老名（組頭）を務めている。屋号は「東」（ひがし）。

指定候補とする資料はおもに、1) 三浦家の氏寺から村の寺院となったとされる常楽寺（現釜石市鶴住居）に関する文書、2) 三浦命助が山王社（現宮城県美里町南小牛田字下小牛田屋敷の日枝神社）の別当で東寿院と名乗り活動していたことがわかる文書と版木、3) 命助やその家族が逃走資金などの調達のために作成した文書、4) 三閉伊一揆についての認識などが記された文書、5) 命助が牢内で家族に宛てて自身の人生観や経営観などを記した文書、6) 命助が所持し家族に残した経典（仁王経）、7) 命助の伝記として近代にまとめられた「南部義民伝」、8) 命助が着用した装束からなる（別紙一覧参照）。

これら指定候補のうち、命助が牢内で記し家族に残した遺言ともいえる内容を含む「獄中記」と「大福帳」については、所蔵者宅に4冊（「獄中記」3冊と「大福帳」1冊、この4冊をまとめて森嘉兵衛氏は「獄中記」と命名、ただし「獄中記」3冊に表題はない）伝わり、明治期に北海道に移住した命助の長男三浦定助の家に8冊（表紙に「大福帳」とあるものと表題がないものがある）伝わるという。また、「南部義民伝」は、所蔵者宅のほか、陸前高田市の伊藤家と北海道の三浦家にも伝わるという。「南部義民伝」は仙台藩の元足軽伊藤清（清太郎）による著作とされ、伊藤家に伝わるものが原本に近い写本である。その内容は、事実とともに、命助を「義民」として顕彰するために創作が加えられている部分もあるが、命助の生涯がいかなるもので、どのように語り継がれてきたかがわかることから、貴重な資料である。所蔵者宅に伝わる「南部義民伝」には、大正期にはあるが、命助の血縁の三浦半蔵が新たに書き加えたと考えられる命助の来歴にかかわる重要な情報も含まれる。よって、所蔵者宅に伝わる「南部義民伝」を栗林本として、指定候補の対象に含めた。

ところで、三閉伊一揆については、かつては、盛岡藩による苛政と、沿岸部の米の生産性の低さがもたらした過酷な状況を打破しようと、三閉伊の民衆が立ちあがった一揆として理解されてきた。しかし、近年は、豊かな資源に恵まれ、新たな産業が勃興する三閉伊に、藩財政ひっ迫に直面する盛岡藩が新たに課税したことに対する、民衆側の抵抗であると理解されるようになっていく。また、一揆の頭人らは約1万6千人にまで膨れ上がった一揆勢を統制して隣藩の仙台藩に越訴し、前藩主南部利義の復帰や三閉伊の幕領化または仙台藩領化を求めると、高度な交渉と政治要求をしており、民衆知の成熟にも注目が集まる。そして、茶谷十六氏は、三陸沿岸にいまも伝わる民俗芸能が人びとの団結に重要な役割を果たしたこと、また、一揆の頭人を多く輩出した地域に西国順礼塔が多くみられることから、伊勢参詣が見聞と見識とを広めるうえで注目されることを指摘する。沿岸部にいまも多く伝わる民俗芸能や西国順礼塔は、そうし

たことを裏付けるものである。三浦命助も、17歳で秋田藩領の院内银山に出稼ぎに行き、その後は、仙台藩領を含めた広い地域で商売を展開した。

嘉永の三閉伊一揆の結果、隠居したのちも藩政の実権を握っていた南部利済が幕府から咎められて江戸の盛岡藩邸に謹慎処分となり、藩主南部利剛は、利済の政治と決別して藩政改革に取り組む決意を新たにすることになった。嘉永の三閉伊一揆は、盛岡藩政に大きな変革をもたらすこととなったのである。

一方、一揆の頭人であった命助は身柄を保証されて帰村したものの、その後、身に迫る危険から逃れるために盛岡藩を後にし、仙台藩領で僧侶・修験となって義参（従来は「義乗」と判読されてきたが版木から「義参」が正しい）・明英と名乗った。さらに京都にのぼり、撰家である二条家の家中（「御家中列」）として認められ、正式に「三浦命助」と名乗っている。その後、二条家の家中として平田（現釜石市）の番所を越え、盛岡藩領に戻ったところを捕らえられて投獄の身となる。6年8か月にわたる牢内での生活のなかで「獄中記」などを記し、それを家族に託して文久4年（1864）に亡くなった。享年45。

命助については、森嘉兵衛氏、深谷克己氏がその生涯を詳しく紹介し、命助が残した「獄中記」は、一揆の頭人としてはもちろん、近世後期から幕末維新期に生きた三浦命助という人間の思想（民衆思想）を克明に知ることのできる貴重な資料であるとして、森氏によって紹介され、広く知られるところとなった。また、『日本思想大系 58 民衆運動の思想』（岩波書店、1970年）に収録され、全国的に関心を集める資料である。

以上、三浦命助関係資料の概要とその価値、三閉伊一揆の歴史的意義、三浦命助の足跡を述べてきた。三閉伊一揆に関しては、すでに「嘉永六年盛岡藩三閉伊通百姓一揆畠山家文書 附三重箱」が県指定（古文書、2015年指定）となっているが、これは一揆側の要求を記した文書（写）と、藩が一揆の頭人の身柄を保証する文書である。一方、三浦命助関係資料は、三閉伊一揆の頭人の足跡を知ることができ、また、一揆を導いた命助が育んだ思想を知るうえで貴重である。さらに、全国に知られた三閉伊一揆の性格と実像に迫り、盛岡藩政と民衆の動向をひもとくうえでも貴重で、本県の歴史にとって重要な資料であると評価できる。よって、文化財に指定するにふさわしい資料群であると考えられる。

おもな参考文献

森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の指導者三浦命助伝』（平凡社、1962年）

上栗林部落会編『ふるさとの観音さま—千手布引観音考』（1973年）

茶谷十六『安家村俊作—三閉伊一揆の民衆像』（民衆社、1980年）

深谷克己『南部百姓命助の生涯』（朝日新聞社、1983年）

神田健策・武田功・早坂基「三浦命助『獄中記』新史料に関する一考察」（『弘前大学農学部学術報告』第43号、1985年）

神田健策・武田功・早坂基ほか「南部義民伝」に関する一考察」（『弘前大学農学部学術報告』第47号、1987年）

深谷克己『南部百姓命助の生涯—幕末—揆と民衆世界』(岩波書店、2006年)
兼平賢治「近世の石碑からみる地域の歴史—岩手県内の石碑調査をとおして—」
(『岩手史学研究』第100号、2019年)
兼平賢治『家からみる江戸大名 南部家—盛岡藩』(吉川弘文館、2023年)
兼平賢治「石碑と石材から地域の歴史を読み解く—岩手県内の近世石碑と墓石
から—」(地方史研究協議会編『地方史はおもしろい 07 全国編』文学通信、2025
年3月)

資料番号	史料名	年月日	差出（作成者）	宛名	点数	形態	寸法	備考
1-1-1	差出申証文之事	宝暦11年1月29日	常楽寺義山伯人㊤	栗林六右衛門殿	1	豎紙	33.3×47.5	常楽寺関係
1-1-1	（常楽寺鶴住居村普請に付証文）	享保4年8月13日	両石村肝煎与四郎㊤	栗林村六右衛門殿	1	豎紙	33.0×48.0	常楽寺関係
1-1-1	控覚（居士号控）	天保10年6月日	清涼山常楽寺㊤	栗林村六右衛門殿	1	豎紙	32.3×42.4	常楽寺関係、封紙あり
1-1-1	差出申一札之事	享保4年10月20日	栗林村肝煎甚助㊤老名共井村中	栗林六右衛門殿	1	豎紙	30.0×38.7	常楽寺関係
1-1-3	奉読誦仁王般若経	（江戸時代）	東寿院		1	豎紙	33.5×44.0	東寿院関係
1-1-4	不動尊秘軌 医王尊秘軌	（江戸時代）	東寿院		1	豎紙	33.5×43.5	東寿院関係
1-2	借用手形之事	安政2年5月	借主下東ノ久助㊤、受合東まつ代㊤	板橋ノをはなとの	1	豎紙	27.0×27.5	2貫文調達
1-2-1	子銭地申手形之事	安政4年4月25日	渡人命助㊤	長持ノ留之助殿	1	豎紙	27.5×27.0	10両調達
1-2-3	借用申手形之事	安政3年11月19日	借主まつよ	田江弥惣殿	1	豎紙	27.0×27.0	2両調達
1-2-5	請取覚	嘉永6年4月16日	小笠原徳左衛門遺萩右衛門㊤	栗林村命助殿	1	豎紙	27.0×27.0	11両請取
1-2-10	借用申手形之事	嘉永4年8月23日	栗林村借主命助㊤	大槌八日町源右衛門殿	1	豎紙	28.0×31.7	20両調達
1-4-1	覚	安政3年2月21日	前東寿院明影㊤	後住明英御房	1	切紙	25.3×25.4	金3切受取
1-4-2	質物証文事	嘉永6年3月20日	金笹子鶴松㊤	上栗林命助殿	1	豎継紙	29.7×82.5	質物奉公人鶴松
1-4-3	覚	寅ノ6月より勘定書		栗林村御百姓中	1	折紙	27.3×29.3	命助の名あり
3-1-18	借用申手形之事	安政4年5月1日	借主六右衛門㊤	板橋ノをはな殿	1	豎紙	36.0×15.8	10貫文借用
3-23	（獄中記）一ばん	安政6年9月27日	三浦命助		1	横長帳	38.0×14.9	牢内から家にする
3-24	（獄中記）二ばん	安政6年	三浦命助		1	横長帳	38.0×14.9	牢内から家にする
3-25	（獄中記）三ばん	安政6年	（三浦命助）		1	横長帳	37.6×14.5	牢内から家にする
3-26	大福帳	万延2年2月17日	三浦命助		1	横長帳	37.6×14.5	牢内から家にする
3-28	高王経		三浦命助		5	卷子	①15.3×269.5 ②15.3×281 ③15.5×321 ④15.3×338.5 ⑤16.0×248	牢内から家にする
3-30	借用申手形之事	安政4年6月28日	二條御殿御内借主三浦命助㊤	世田米村竹ほら千太郎殿	1	豎紙	27.5×29.5	3両3分調達
3-32	しょうしやうあだりの妙やくなり	（年不詳11月18日）	命助判		1	横長帳	14.4×35.5	獄中記三番の一部
3-35	大福德集帳	安政3年1月2日	栗林村東屋左馬之助扣		1	横長帳	32.6×14.0	逃走中に貸借関係整理
3-37	覚（三浦命助日記）	安政2年10月7日～			1	横長帳	38.8×15	脱走日記とも呼ばれる
3-38	三閉伊集会露頭状	安政2年3月吉日	南部大槌通栗林村江		1	横長帳	31.2×14.3	三閉伊一揆の実態
3-39	御祝儀載帳	安政3年10月吉日	南小牛田村東寿院住明英		1	横長帳	31.0×12.8	上京の際の祝儀帳
3-40	大吉祥覚帳		三浦明英扣		1	横長帳	32.0×14.0	三閉伊一揆後の弁明書
3-42	大福德集帳	安政3年1月吉日			1	横長帳	36.0×15.8	逃走中に貸借関係整理
3-43	南部義民伝（栗林三浦家本）	大正14年	三浦半蔵		1	豎帳	24.0×16.5	子孫による命助の伝記
3-49	（日本神祇書上）	（江戸時代）	（三浦命助カ、長男定吉カ）		1	横切継紙	143.3×13.5	命助または長男定吉の筆カ
4-1	（版木）有無両縁三界万靈皆共成仏道	（江戸時代）	願主奥ノ義参		1	（版木）	29.3×6.4×1.8	命助の僧侶時代のもの

4-2	(版木) 御祈祷之牘 東寿院	(江戸時代)	東寿院		1	(版木)	29.5×5.3×1.6	東寿院関係
4-3	仁王般若経上巻・下巻		「菊池俗名命助也 明英」の記名		2	折本	①26.6×28.5×2.3 ②26.6×28.5×2.0	牢内から家にする
5-1	(三浦命助着用装束 狩衣)	(江戸時代)			1	(装束)	150×165 袖64×61	平田番所通行の際の装束
5-2	(三浦命助着用装束 狩袴)	(江戸時代)			1	(装束)	130×36	平田番所通行の際の装束

岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日

条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例（昭和32年岩手県条例第46号）は、廃止する。

附 則（昭和58年3月15日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第42号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例(昭和51年岩手県条例第45号)第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。
- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
 - (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

工芸技術関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

- 1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
 - (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

- 2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
 - (3) 地域的特色を示すもの。

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、

名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの

- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衡上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、

模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。

- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの。

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団も含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。